

立川都市計画公園及び昭島都市計画公園の変更（東京都決定）

立川都市計画公園中第9・6・1号昭和記念公園及び昭島都市計画公園中第9・6・1号昭和記念公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
広域公園	立川都市計画公園 第9・6・1号 昭島都市計画公園 第9・6・1号	昭和記念公園	立川市泉町、緑町、富士見町一丁目 及び富士見町二丁目各地内並びに 昭島市もくせいの杜二丁目及びも くせいの杜三丁目各地内	約181.3ha	園路広場 修景施設 教養施設等

「区域は、計画図表示のとおり」

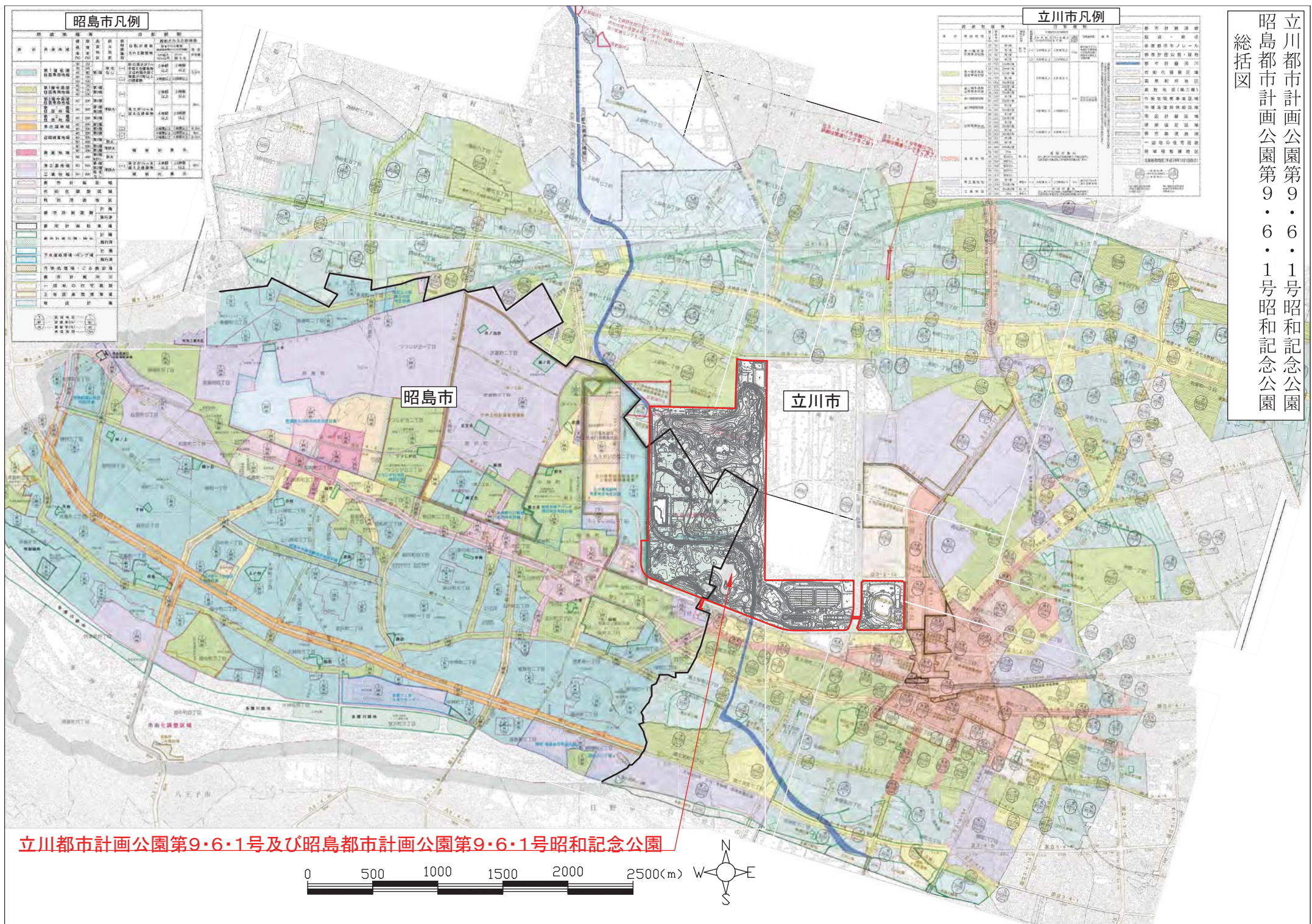
理由：都市計画公園の利用を検討した結果、利便性の向上を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

種 別	名 称		新旧	位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名				
広域公園	立川都市計画公園 第9・6・1号 昭島都市計画公園 第9・6・1号	昭和記念公園	新	立川市泉町、緑町、富士見町一丁目 及び富士見町二丁目各地内並びに昭 島市もくせいの杜二丁目及びもくせ いの杜三丁目各地内	約181.3ha	位置、区域、及び 面積の変更
			旧	立川市泉町、緑町、富士見町一丁目 及び富士見町二丁目各地内並びに昭 島市もくせいの杜二丁目及びもくせ いの杜三丁目各地内	約180.1ha	面積変更の内訳 追加区域 約1.2ha

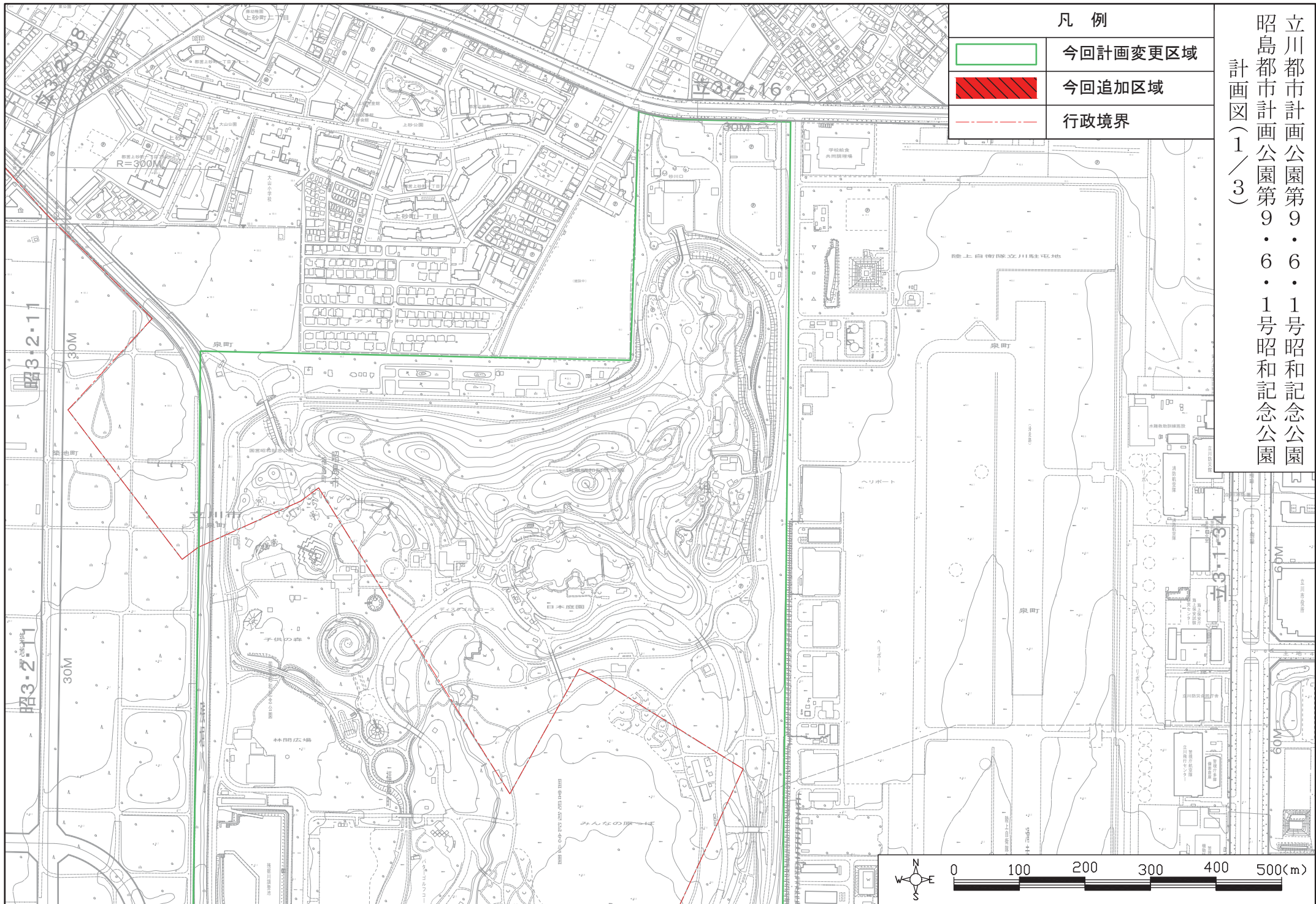
変更概要

名 称	変 更 事 項	
立川都市計画公園 第9・6・1号 昭和記念公園	1 位置の変更	変更有り
	2 区域の変更	計画図表示のとおり
昭島都市計画公園 第9・6・1号 昭和記念公園	3 面積の変更	約180.1ha → 約181.3ha 面積変更の内訳 追加区域 約1.2ha



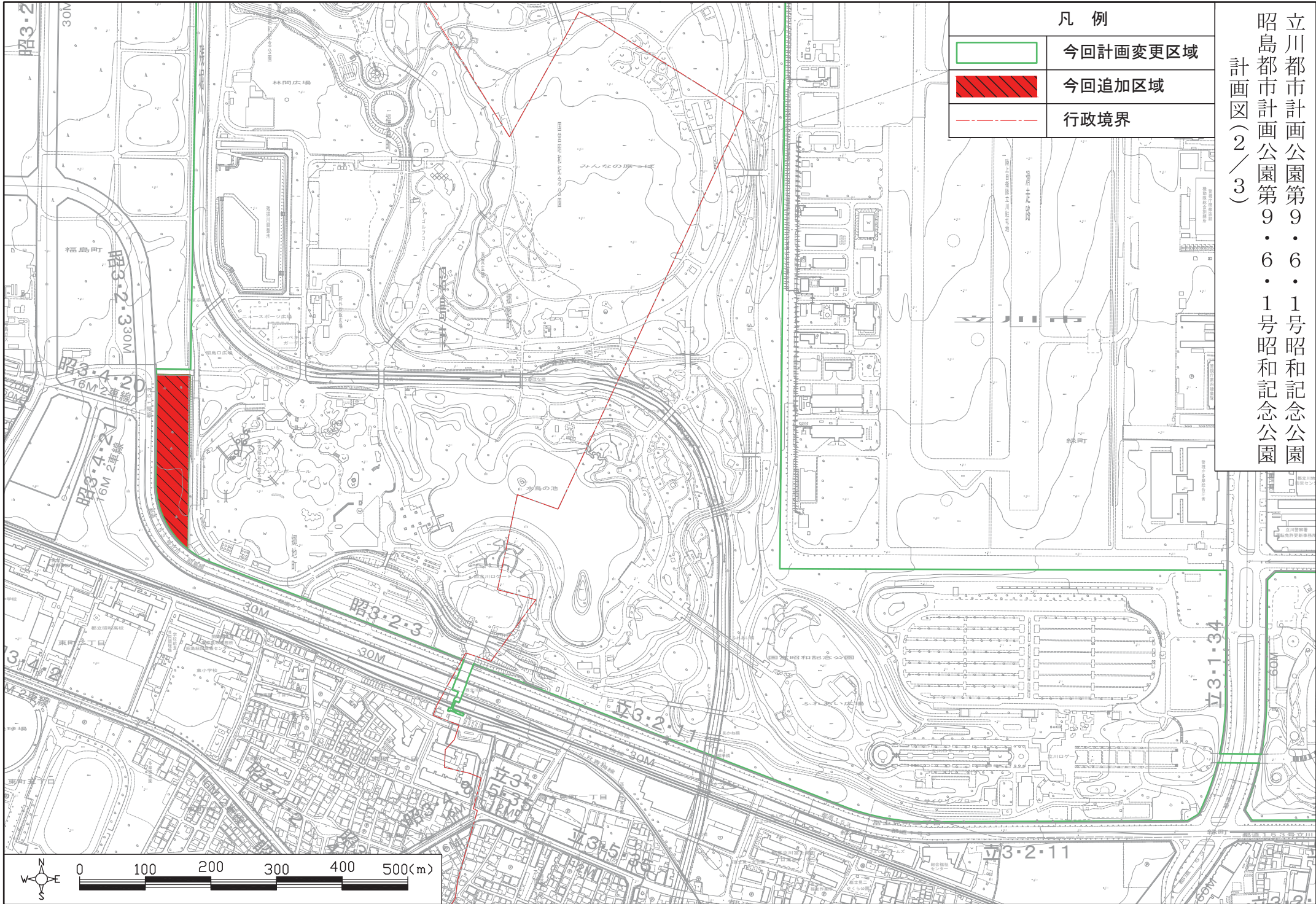
立川都市計画公園第9・6・1号昭和記念公園
昭島都市計画公園第9・6・1号昭和記念公園
計画図(1/3)

凡 例	
	今回計画変更区域
	今回追加区域
	行政境界



立川都市計画公園第9・6・1号昭和記念公園
昭島都市計画公園第9・6・1号昭和記念公園
計画図(2/3)

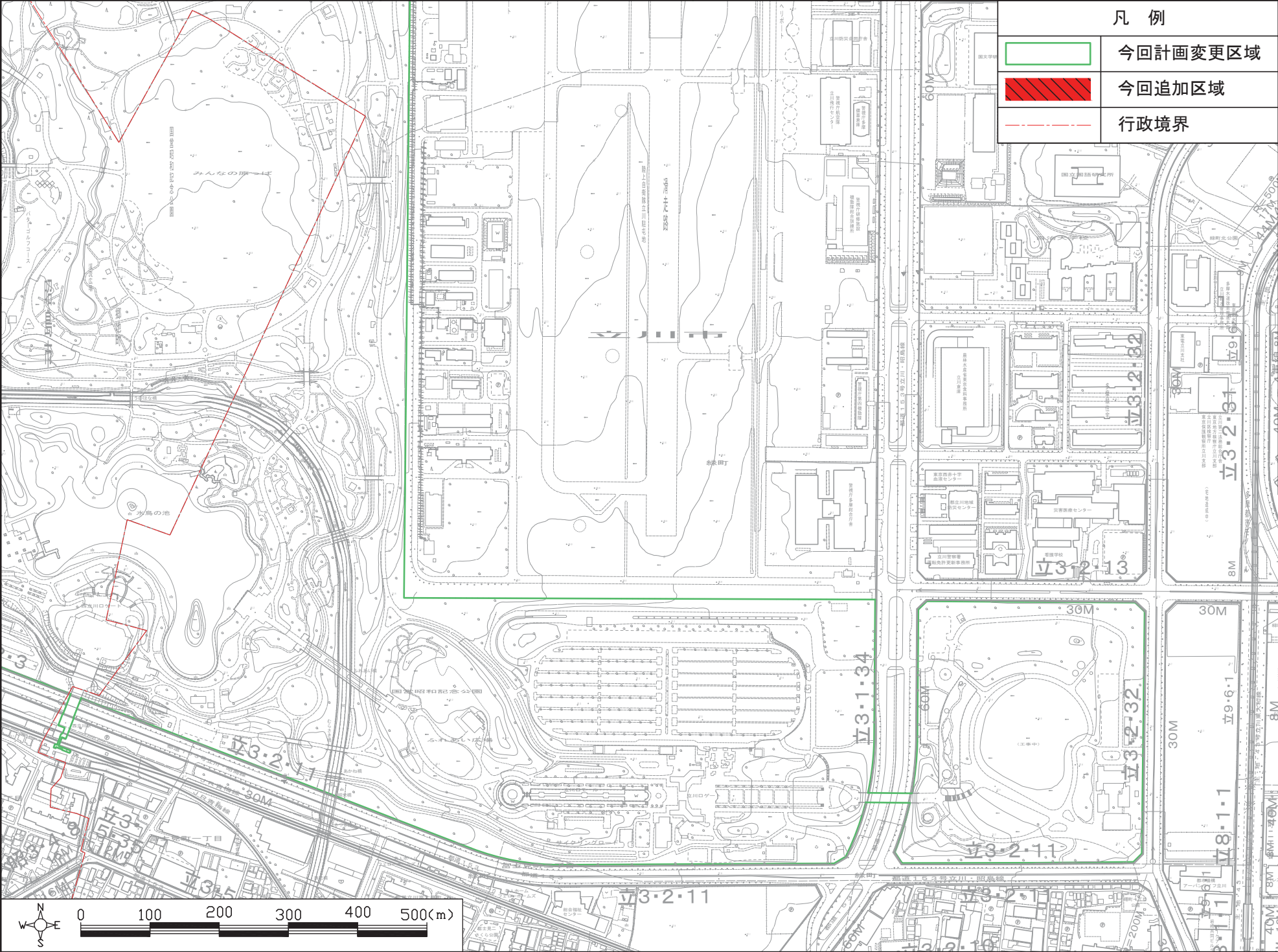
凡 例	
	今回計画変更区域
	今回追加区域
	行政境界



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)4都市基交著第1号 令和4年4月5日

立川都市計画公園第9・6・1号昭和記念公園
昭島都市計画公園第9・6・1号昭和記念公園
計画図(3/3)

凡 例	
	今回計画変更区域
	今回追加区域
	行政境界



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

立川都市計画公園 第9・6・1号昭和記念公園

昭島都市計画公園 第9・6・1号昭和記念公園

2 理由

本公園は、立川市、昭島市にまたがる計画面積約180.1ヘクタールの国営公園であり、現在の開園面積は約169ヘクタール、年間約290万人を超える人々が訪れる広域公園である。

都の「都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）」において、本公園が位置する立川・昭島の将来像として、国営昭和記念公園や多摩川、玉川上水、農地、緑地などと調和し、やすらぎを感じることのできる、質の高い緑豊かな住環境の形成を掲げている。

本公園東部が所在する立川市の「立川市緑の基本計画（令和2年12月改定）」では、本公園の豊かな緑を骨格とした緑のネットワークを形成する、とされている。また、本公園西部が所在する昭島市の「環境基本計画（令和4年3月）」では、本公園は緑の拠点に位置付けられている。

本公園の西側に位置する立川基地跡地昭島地区は、昭和52年の基地返還後、現財務省所管の留保地とされていたが、平成15年の財政制度等審議会答申に基づく「原則利用、計画的有効活用」という財務省方針を受け、平成20年に国、都及び立川・昭島両市により利用計画を定め、土地区画整理事業や公共施設整備を進めてきた。こうしたまちづくりの進展を踏まえ、現在の「昭島市 立川基地跡地昭島地区 地区計画（令和5年8月）」においては、都市計画に追加する区域（以下、「本区域」という）は、環境保全地区とされ、「都市部の緑を確保するとともに、駅周辺のにぎわいが連なる地域として、市民や来街者が憩うことのできる地区の形成を図る。」とされている。

また、本区域は、国営昭和記念公園の昭島ロゲートに隣接した区域であり、ゲート利用者数は年間約5.6万人（令和4年度）となっているが、今後、立川基地跡地昭島地区等周辺のまちづくりが進捗することで、さらなるゲート利用者数増加が見込まれる。国土交通省の「官民連携による国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備方針中間とりまとめ（令和3年9月）」においては、本区域に隣接する昭島ロゲートのあり方として「利用者や周辺のまちづくりに配慮した昭島口周辺エリアの玄関口のシンボルとして相応しいゲートの再整備を行う」こととされており、本区域について「昭島口周辺エリアとともに、一体的な活用が想定される昭島地区の環境保全用地についても一体的な活用の可能性について検討を進める」とされている。

本件は、こうした昭島口周辺のまちづくりや公園再整備の動きを捉え、環境保全用地のうち、既存の公園区域と一体的な利用が見込まれる緑地の確保を図り、利用者や周辺のまちづくりに配慮した昭島口周辺エリアのゲート機能形成を行うため、本区域を追加する都市計画変更を行うものである。